

第2次 あきる野市環境基本計画 改訂版(案)に対する 意見を募集します



計画の概要 本計画は、市総合計画の環境分野を担う計画です。今年が計画期間の中間年に当たることから、改訂を行うものです。また、国の地球温暖化対策の強化などを踏まえ「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を本計画に含んでいます。

階、中央公民館、各図書館、市ホームページ
意見の提出方法 4月4日(月)まで(消印有効)までにA4用紙などに意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付してください(直接提出、ファックス、メールでも受け付けます)。

4月から掃除機、電子たばこ類のゴミの分別が変わります
大容量の充電電池を搭載している製品が増え、火災や発火事故を防ぐため、分別を見直しました。4月1日以降は、次の分別で排出してください(3月までは従来どおりの分別です)。



4月から「年金手帳」は「基礎年金番号通知書」に変わります



「年金手帳」の交付が廃止になることに伴い、20歳到達などで、初めて年金制度に加入する方には、「基礎年金番号通知書」が交付されます。すでに交付済の「年金手帳」は、引き続き、「基礎年金番号を確認する書類」として利用できますので、大切に保管してください。

国民年金・国民健康保険のお手続きをお忘れなく



4月は就職や退職に伴う異動手続きが多い時期です。国民年金や国民健康保険の手続きが必要になる場合がありますので、確認をお願いします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の手続きはお済みですか

住民税非課税世帯等に1世帯当たり10万円を支給しています。給付金の受給には、手続きが必要です。

提出・問合せ 環境政策課 環境政策係(〒190-0106 5日市4-1-1、☎595・1110、FAX595・1141、✉040601@akiruno-info.tokyo.jp)

令和4年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の縦覧

課、五日市出張所の各窓口、あきる野市社会福祉協議会の窓口配置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、申請書の裏面や市ホームページ、コールセンターで確認してください。

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地・家屋・事業用償却資産を所有している方に課税されます。課税の内容は、他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の縦覧ができます。

国民年金からのお知らせ

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金保険や共済組合に加入している方を除く)。会社などを退職したときは、国民年金への加入手続きが必要です。また退職した方に扶養されていた配偶者も手続きが必要です。

対象世帯 次のいずれかに当てはまる世帯が支給対象です。
基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度の「住民税均等割が非課税」の世帯、ただし、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。

手続き 住民税均等割非課税世帯：市から給付金の支給要件確認書を送付しています。確認書の内容を確認の上、同封の返信用封筒で返送してください。

縦覧できる方 市内にある土地・家屋の固定資産税の納税者と家族など代理権がある方と家族など代理権がある方に利用できます。

国民健康保険の加入・脱退や住所が変わったときなどは、届出が必要です。変更の日から14日以内に届出てください。

Table with 2 columns: 国民健康保険の届出が必要な場合, 手続きに必要なもの

